

■ 〈専門士課程〉 建築法規 正誤表 (2004. 9. 3 作成) 以下のような誤りが見つかりました。お詫びし訂正させていただきます。

訂正箇所	誤	正
p.26, 12 行目	[令第 108 条の 3 第 1 項第二号 (ロ)]	第 1 項第一号 (ロ)
p.26, 21 行目	(図 2・19 イ準耐, 表 2・20)	図 2・18 イ準耐
p.30, 問題 1 の 4 項, 2 行目	すべてに, 特定防火設備を有するものは	すべてに, 防火設備を有するものは
p.30 問題 2 の 3 項, 1 行目	「石膏ボード張の上に…」の前に追加	屋内側に石膏ボード厚さ 12.5mm を張り, 屋外側に石膏ボード張の上に…
p.30 問題 3 の 5 項	非難上有効な	避難上有効な
p.30 問題 6 の 2 項, 1 行目	「造った壁で, 塗厚さが 1.5cm の…」の間に追加	造った壁で, 屋内側に石膏ボード厚さ 12.5mm を張り, 屋外側に塗厚さが 1.5cm の…
p.32, 18 行目	(5) 地盤面 [令第 2 条第二号]	第 2 条第 2 項
p.36, 最終行	直接地下へ通ずる出入口…	地上へ通ずる
p.54, 下から 4 行目	水の浸透を防止する防水屋又は, …	防水層
p.70, 問題 7 の問題 2～3 行目	居室の窓で, 窓全面を採光上有効にするために, …	採光上有効な面積を最も大きくするために, …
p.70, 問題 7 の 5 項	2.10m	2.09m
p.75, 防火壁の構造 [令第 1113 条] の図中, 12 行目	開口部が特定防火設備…	開口部が防火設備…
p.76, 下から 2 行目	[令 116 条の 2～令 128 条の 3] の規定は…	令 126 条の 6, 令 126 条の 7
p.83, 表 7・4 の (5) 項「対象となる階」の上段	5 階以上の階	6 階以上
p.83, 表 7・4 の (5)「対象となる階」の下段	6 階以上の階	5 階以上
p.83, 表 7・4 の「注* 1 の①」	①階以下の階で…	① 5 階以下の
p.84, 12 行目	学校・体育館等 [法別表第 1 (イ) 欄 (4) 項]	百貨店・マーケット
p.84, 24 行目	地上階≧床面積が最大の階の床面積	各階ごとのその階の床面積
p.84, 25 行目	地下階≧床面積が最大の階の床面積	各階ごとのその階の床面積
p.91, 図 7・18 の右下	幅 3.0m 以上	幅 3.0m 以下
p.110, 17 行目	有効幅 20cm 以下かつ…	20cm 以上
p.129, 図 11・4 の「容積率の計算式」の前側 2 段目の分子	$225 - (18 \times 1/3) - (225 \times 1/5)$	$(180 \times 1 / 3)$
p.129, 図 11・4 の「容積率の計算式」の後側 1 段目の分子	$(60 + 60 + 60 + 45) - (60 + 60 + 60) \times 1/3 - (60 + 60 + 60 + 45) \times 1/5$	$(60 + 60 + 50 + 45) - (60 + 60 + 50) \times 1/3 - (60 + 60 + 50 + 45) \times 1/5$
p.129, 図 11・4 の「容積率の計算式」の後側 2 段目後半の分母	「120」を追加	
p.129, 図 11・4 の「容積率の計算式」の後側 2 段目	最後の「= 100%」を削除する	

訂正箇所	誤	正
p.144, 図 12・26	方位が誤り	「北」はページ右側
p.150, 問題 5 の図の道路境界と建築物の距離	1.1m	1.2m
p.152, 下から 10 行目	外壁が防火構造のものについては…	耐火構造のもの
p.153, 表 13・2 の 3 マス目の告示…	[昭和 62 年告示 1903 号]	告示 1905 号
p.153, 表 13・2 の 5～7 マス目の告示… 〔平成 12 年告示 1384 号〕は, 3 箇所すべて誤り	昭和 62 年告示 1905 号	
p.164, 表 14・9 の「第一章」1 マス目	法 6・18 場, 確認・計画通知	法 6・18 条
p.164, 表 14・9 の「法 85 条」1 マス目の最終行	≦ 30m ²	≦ 30m ³
p.171, 表 15・4 の「二.」	被補佐人	被保佐人
p.173, 表 15・8 の表題	表 15・8 設計等の内容〔土法第 23 条〕	〔土法第 21 条〕
p.174, 19 行目	建設工事業は 4500 万円以上	建築工事業は
p.191, 表 16・30 の「規模」欄	階数 3 以上かつ床面積 2000m ² 以上	「床面積 2000m ² 以上」だけにする
p.191, 表 16・30 の「備考」欄	表 16・32 に示す…	表 16・29
p.198, 2 章の問題 4 の解答	すべて削除し, 下記のように改めます	
【問題 4】正解 3		
1. 法 2 条一号のかつこ書の「貯蔵槽は除く」より, ガソリンスタンドは建築物ではない.		
2. 法 2 条一号に該当しないので, 建築物ではない.		
3. 法 2 条一号より, 駅舎は建築物であり, これに附属する塀も建築物である.		
4. サイロも貯蔵槽であり, 建築物ではない. また, 法 88 条の工作物への準用, 令 138 条 1 項四号の工作物の指定より, 高さ 8m を超えないサイロは工作物の指定も受けない.		
5. 法 2 条一号に該当しないので, 建築物ではない. また, 令 138 条 1 項二号の工作物の指定より, 高さ 15m を超えない鉄柱は工作物の指定も受けない.		
p.204, 11 章問題 2 の解答 6 行目	基準法第 52 条第 5 項第一号により…	第 53 条